

第2章

理念と目標

第2章 理念と目標

1 計画の理念

第2次東大和市障害者計画・第3期東大和市障害福祉計画では、計画の理念を次のように定めました。

『障害のある人が、個人としての人権が尊重され、 自立して生きていけるまち東大和の実現』

これは、平成23年に改正された障害者基本法第1条の目的に、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ことが加えられたことを受けて、改正障害者基本法の基本理念を踏まえて定めたものであります。

その後、改正障害者基本法の目的や基本原則に則って、関係法が改正・施行され、国の障害者基本計画（第3次）、第4期障害福祉計画に係る基本指針が定められました。また、平成26年1月には、障害者権利条約が批准されました。

このようなことから、第3次東大和市障害者計画・第4期東大和市障害福祉計画では、計画の理念を次のように定めます。

『障害のある人の人権が尊重され、 障害のある人もない人も、共に生きていけるまち東大和』

2 計画の目標

本計画では、理念を実現するために次の4つの目標を掲げます。

目標1 自立を支える基盤づくり

障害のある人が地域で自立した生活を送るために必要なサービスが適切に受けられるよう、その基盤となる相談支援体制の整備、関係機関のネットワーク構築を図るとともに、権利擁護のための施策を推進します。

目標2 自立を支えるサービスの充実

障害者総合支援法に基づいた障害福祉サービス等については、障害福祉計画に数値目標等を定めてサービスの充実に努めます。その他、在宅障害者のための各種サービスの充実に努めます。また、医療費助成、障害者手当の支給等を通して、障害のある人の経済的自立を支援します。

目標3 ライフステージに対応した支援の充実

障害の早期発見、幼児期や学齢期に必要な支援、就労、地域生活など、障害のある人の年齢に応じてさまざまな課題があります。それらの課題に応えるために、行政をはじめとした地域の関係機関が連携し、ライフステージに対応した一貫した支援を実施するよう努めます。また、障害のある人の学習機会を保障し、社会参加のための支援を行います。

目標4 共に生きる地域づくり

障害のある人、障害のない人が分け隔てなく共に生きていくためには、障害のある人や障害に対する偏見や差別、社会的障壁（バリア）をなくす必要があります。そのため、障害のある人や障害についての理解と認識を深めるための各種啓発活動の推進、障害特性に配慮したバリアフリー化、障害のある人にとって安全・安心なまちづくりに取り組みます。

第3章

障害福祉をめぐる 東大和市の状況